

## 序文 JSAF 運営規則 導入について

連盟は財団法人ですから民法 37 条、39 条寄付行為に基づき事業を行います、理事と法人との間は委任ないし委任類似の契約関係が生じ 46 条にしたがって登記されます。登記を持って第三者に対抗することができます。理事は財団法人において常置する必須の機関であり執行機関であります。

又理事の権限は法人の目的を達成するために必要な一切の事務に及ぶと民法 53 条に述べられ、その権限とは対外的な職務権限（代表権）と社内的な職務執行権限があるわけです。

この職務権限についての制限は法人の目的によって制限されるほか自治規範である寄附行為によって制限され、財団法人で重要事項の決定権を評議員会に与えたり理事に形式的な執行権しか与えない方法はそれ自体が無効となります。

しかし特定の理事、例えば会長、副会長、専務理事等に代表権限、職務権限を与え、その制限を寄附行為で定める事が出来ます。

ただしこの代表権の制限は 53 条「理事は総て法人の事務につき法人を代表す」とあり又 52 条理事は「寄附行為に別段定めなき時は理事の過半数を持って決す」とあり理事の持っている各自単独での代表権を剥奪するものではないと云うことです。（個々の理事が代表権を持つ機関であり、理事会は法定機関ではなく任意機関となっています、つまり理事会は、機関である各理事の意見調整を行う為の法人内部での話し合いの場であると公益法人協会では解釈しています）

又 55 条によって代表理事はその法人の事業を遂行する上で技量と能力のある者として選任され、総括的継続的な職務権限を与えられるものであり、自ら職務執行を行うのが原則であるものの、自分に代わって特定の行為を他人に委任することが出来ます。その代理人の選任、監督につき過失があつて、法人に損害を与えたときは責任を負うこととなります。

その他、44 条によって理事の責任について法人の目的の範囲を超える行為により他人に損害を与えた場合にはその議決を賛成した理事、及び履行した理事と代理人は連帯して賠償責任を負うことになっています。

415 条では理事が職務を怠った事で法人が損害を受けたときは損害賠償の責任を負います

以上をもって日本セーリング連盟の職務規程及び委員会についての委任事項が記述されなければならない事が理解いただけたと思います。

特に専門委員会においては委任事項が不明確であること自体が問題になりますので、記述として、理事会で承認された年度別事業計画を持って委任事項とするとしました。

又重要案件の議決に関しては投票数を記録するだけでなく、議決に賛成・反対した理事の名前の記録も重要になります、議決に対し、誰々に一任というやり方自体が、財団法人の考えにそぐわないやり方といえます。

12 年度の評議員会で、繰り返して質問された、評議員会の役割ですが、

社団法人のように社員総会と言うものがない事から、寄附行為の中で評議員会の規程を設け、理事会から独立した機関として理事の執行機関を客観的立場から牽制し業務執行の公正、法人運営の適正を図るよう主務官庁は指導しています。

平成 13 年 5 月 25 日